

# 暮らしサポート



消費生活に関する  
問合せ・相談は  
消費生活センターへ

## 「自分だけは大丈夫」と 思っていないませんか？

**消費者トラブルは  
悩まず早めに相談を！**

### 高齢者向け悪質商法・二重電話詐欺被害防止キャンペーン中！

高齢者を狙った下記の事例が多くなっています。この他にも気になることがありましたら、お気軽に村消費生活センターまでご相談ください。



#### ● その言葉、うのみにしてはいけません。「だまし文句」にご用心！

「無料で点検します」「初回の方に限り特別価格！」「電気料金が安くなる」など、身の回りにはそんな魅力的な言葉があふれていますが、本当にそうでしょうか？「無料点検のはずが高額な工事の契約をしてしまった」「特別価格は定期購入が条件だった」「契約先だと思っていたら無関係の会社だった」など、その言葉の裏には、悪質業者の巧妙な罠が隠れているかもしれません。だまされないためにも「私は大丈夫」との考えを捨て、必要ないものははっきり断り、すぐに契約するのはやめましょう。また、一人で悩まず身近な人や相談窓口にご相談しましょう。

#### ● こんなトラブルにもご用心！

商品が届かない、届いたが粗悪品、解約したいが電話がつかないといった「通信販売に関するトラブル」や、水漏れ、害獣・害虫駆除など、緊急を要し冷静な判断が難しい状態につけこむ「暮らしのレスキューサービストラブル」など、身近なトラブルは他にもたくさんあります。具体的な手口と対策を知り用心しましょう。そして家族やご友人、身近にいる大切な人たちにも教えてあげましょう。皆さんで消費者力を上げて悪質業者の罠を見抜き、トラブルを未然に防ぐことが大切です。

#### ● それでもトラブルに巻き込まれたら…消費生活センターに相談しよう

商品やサービスの契約をめぐる事業者とトラブルになったなど、消費生活に関するトラブルで困った時は、消費生活センターに相談しましょう。契約者本人からトラブルにあった経緯を聴き取り、関係書類を確認したうえで問題点を整理し、事業者との自主交渉の方法や具体的な解決方法について、助言や情報提供をします。また、適切な専門機関を紹介するなどの支援も行います。契約書や購入のきっかけとなったパンフレット、販売サイトの画面やURL、メールやSNSでのやり取りなどを保存して用意しておきましょう。トラブルにあった経緯を時系列にまとめたメモを作成しておく、スムーズに進みます。あきらめずにまずは相談しましょう。

～以上、「だまし文句にご用心!!」((株)東京法規出版)、くらしの豆知識2026年版より引用・抜粋～

### ◀ 消費生活に関する相談は ▶

- ◆村消費生活センター（消費生活相談全般）…役場1階西側（収納課奥）  
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時 ☎885-7141（直通）  
（相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。また、都合により相談員が不在場合がありますので、電話でご確認ください）
- ◆消費者ホットライン（全国共通ダイヤル）☎188※3桁で繋がります。
- ◆県警悪質商法110番（訪問販売等の商取引や悪質金融業者に絡む各種相談）  
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

